

## 第22期第6回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年7月27日（水） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館  
京都郡苅田町磯浜町1-2-6  
電話 093-434-1704

### 3 議 題

(1) 第22期第2回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について（協議）

資料1

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について  
（協議）

資料2

(3) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）について  
（報告）

資料3

(4) その他

### 4 追加議題

(1) 周防灘・伊予灘におけるいかこぎ漁業等の取り扱いに関する確認書について  
（協議）

## 第 2 2 期第 2 回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時 : 令和 4 年 8 月 9 日 ( 火 ) 午後 2 時 0 0 分から

場 所 : 山口県庁 1 0 階漁業調整委員会室

( 山口県山口市滝町 1 番 1 号 )

豊前海水産会館

( 福岡県京都郡苅田町磯浜町 1 丁目 2 番

6 号 )

大分県庁舎本館 2 2 会議室

( 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 )

※各県毎の会場からウェブ上で委員会に出席

### 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第 1 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期  
について

第 2 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延な  
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

4 その他

5 閉 会

## 第 1 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の 操業始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

## 第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業と ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について (案)

4 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和4年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会  
会長 本庄 新

### 記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和3年8月2日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰第三種漁業（共同漁業権に基づく手繰第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

#### 1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、

山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

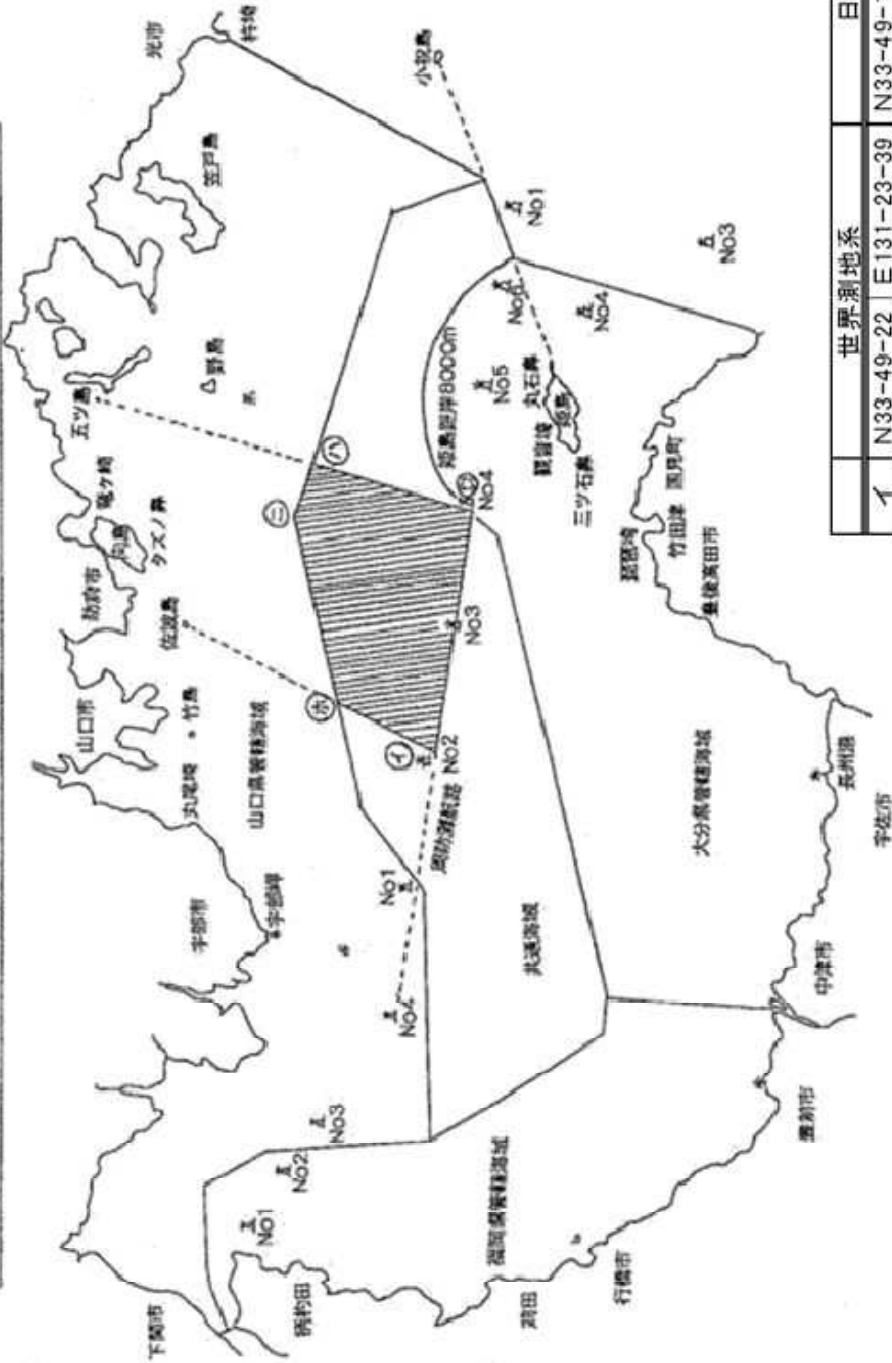
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和4年11月 日から令和4年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



	世界測地系	日本測地系
イ	N33-49-22 E131-23-39	N33-49-10 E131-23-48
ロ	N33-47-18 E131-35-27	N33-47-06 E131-35-36
ハ	N33-53-22 E131-38-05	N33-53-10 E131-38-14
ニ	N33-54-06 E131-35-31	N33-53-54 E131-35-40
ホ	N33-52-54 E131-26-31	N33-52-42 E131-26-39

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む  
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。  
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における主要提出議題  
(平成20年度以降)

会議年度	筑前海区関連議題	豊前海区関連議題	有明海区関連議題
H20年	なし	なし	なし
H21年	なし	なし	なし
H22年	なし	なし	なし
H23年	なし	なし	なし
H24年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について	なし	なし
H25年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	なし	なし
H26年 ～ 29年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と我が国ふぐはえなわ漁船の操業秩序維持について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし
H30年 ～ R3年	・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし



令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項）・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

### 内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場ではありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者にする行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題について（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）  
日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

# 令和4年度通常総会（第58回）議案

令和4年5月19日（木）

宮城県 仙台サンプラザホール

全国海区漁業調整委員会連合会

# 令和4年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

6 表 彰

7 報 告

8 閉 会

## 第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 4 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について